

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和 7 年 5 月 1 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
県政情報ショート動画制作業務
- (2) 業務内容
応募要項及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 4 年山口県告示第 179 号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「07 企画・製作」を第 1 希望、かつ、業務種目小分類「03 映画・ビデオ」を第 5 希望までに登録し、業務の委託の特 A 又は A の等級に格付けされている者であること。

※この手続の開始後に、2（3）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに山口県会計管理局会計課（電話 083-933-3915）に申請書を提出すること。

- (4) 本店又は支店、営業所を山口県内に有していること。
- (5) この手続の開始の日から令和 7 年 5 月 26 日（月）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 応募要項等の配布

- (1) 〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号 山口県総合企画部広報広聴課広報推進班
令和 7 年 5 月 1 日（木）から 5 月 14 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 山口県総合企画部広報広聴課のホームページ
（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/21/>）に応募要項等を掲載する。
令和 7 年 5 月 1 日（木）午前 9 時から 5 月 14 日（水）午後 5 時まで

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールによること。なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

(3) 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時まで（必着）

5 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出先

山口県総合企画部広報広聴課広報推進班

(3) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時まで（必着）

6 審査

(1) 審査方法

審査は、県政情報ショート動画制作業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(2) 詳細については、山口県総合企画部広報広聴課広報推進班（電話 083-933-2566、FAX 083-933-2598）に問い合わせること。